

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 静岡県厚生農業共同組合連合会(以下「厚生連」という。)が開設するJA静岡厚生連遠州病院(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。
2、事業所は、要介護者が保健・医療・福祉サービスを適正に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 JA静岡厚生連 遠州病院
- (2) 所在地 静岡県浜松市中央区中央一丁目1番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 (主任介護支援専門員) 介護支援専門員業務を兼務 1人
- (2) 介護支援専門員(管理者含む) 2人以上
- (3) 管理者は、事業所の一切の管理を行う。
事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- (4) 介護支援専門員は居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介を行う。
- (5) 利用者数の動向に応じて、介護支援専門員の増員を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、厚生連就業規則に定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(国民の祝日、年末年始[12月30日から1月3日]、開院記念日、理事長が定めた日、及び第2・第4・第5土曜日を除く)
- (2) 営業時間 8時30分から17時、ただし土曜日は12時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 1、居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市町村が定める基準によるものとする。

※ 厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は面談室の見やすい場所に掲示すること。

- (1) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査
 - (2) 介護サービス計画の作成(アセスメント方式・全社協版)
 - (3) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
- 2、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 実施地域を越えた地点から片道、10Km以上 20Km未満 500円
 - (2) 以降、10Km毎 500円
- 3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記入押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、浜松市の中央区(舞阪・雄踏を除く)。

(その他運営についての留意事項)

第8条 1、事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2)継続研修 年 1 回以上

2、事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は厚生連と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止の取り組みに関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生と再発防止対策を検討するために、院内虐待・DV対策委員会を設置しマニュアルに沿って利用者の安全確保を図ることとする。

(感染予防の取り組みに関する事項)

第10条 事業所は、感染症の予防とまん延の防止対策を検討するために、院内感染対策委員会を設置しマニュアルに沿って利用者の安全確保を図ることとする。

付則

この規程は 平成11年10月1日から施行する。

平成13年6月21日改定施行

平成14年4月1日改定施行

平成15年4月1日改定施行

平成17年7月1日改定施行

平成19年4月1日改定施行

平成20年4月1日改定施行

平成22年7月1日改定施行

平成27年4月1日改定施行

平成27年7月1日改定施行

平成29年12月1日改定施行

平成30年9月1日改定施行

平成31年4月1日改定施行

令和2年4月1日改定施行

令和3年4月1日改定施行

令和6年1月1日改定施行